

## 過去分変更箇所一覧

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	2 事務の内容 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知を行う。	2 事務の内容 4 転出届に基づき住民票の記載をした際の転出先市町村に対する通知又は転出証明書の交付を行う。		
平成27年10月30日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由	2実現が期待されるメリット (略)さらに、個人番号カード <sup>※</sup> のICチップ <sup>※</sup> に格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コンビニから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	2実現が期待されるメリット (略)さらに、個人番号カード <sup>※</sup> のICチップ <sup>※</sup> に格納される電子証明書の情報を利用し、本人確認が可能となることにより、コンビニエンスストアから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。		
平成27年10月30日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署	2所属長 戸籍住民課長 志村 将憲	2所属長 戸籍住民課長 小野塚 知子		
平成27年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 [1.特定個人情報ファイル名(1) 【平成27年12月末まで使用】 住民記録個人データベース] 2.基本情報	5保有開始日平成27年7月予定	5保有開始日平成27年7月3日		
平成27年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 [1.特定個人情報ファイル名 (1)【平成27年12月末まで使用】 住民記録個人データベース] 3.特定個人情報の入手・使用	9使用開始日平成27年7月1日	9使用開始日平成27年7月3日		
平成28年7月21日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の内容	(前略) また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。	(前略) また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同で構築した。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の内容	1 世帯(平成27年12月以前)・個人(平成28年1月以降)を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。	1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム2 を システム1へ システム3 を システム2へ システム4 を システム3へ システム5 を システム4へ システム6 を システム5へ	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	【平成27年12月末まで使用】既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という。)	システム1 →削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	【平成28年1月から使用】既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という)	既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という)	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(既存住民記録システム) ②システムの機能	※システム2については、平成28年1月からパッケージシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(既存住民記録システム) 3他システムとの接続	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	4 既存住記システム連携 既存住記システム(本システムにおいては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)からの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。	4 既存住記システム連携 既存住記システム(平成28年1月稼動)からの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2(団体内統合宛名システム) ②システムの機能	※システム3については、平成28年1月からパッケージシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	1 本人確認情報連携 既存住記システム(本システムにおいては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、住基ネットコミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)向け情報を生成し、連携する。	1 本人確認情報連携 既存住記システム(平成28年1月稼動)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、住基ネットコミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)向け情報を生成し、連携する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	5 住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)発行状況連携	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	6 個人番号生成要求・変更要求・結果連携 7 個人番号カード発行状況連携 8 送付先情報連携	5 個人番号生成要求・変更要求・結果連携 6 個人番号カード発行状況連携 7 送付先情報連携	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(住基ネット連携システム) ②システムの機能	※システム5については、平成28年1月からパッケージシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	(1).【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース (2).【平成28年1月から使用】住民記録ファイル (3).本人確認情報ファイル (4).送付先情報ファイル	(1).住民記録ファイル (2).本人確認情報ファイル (3).送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	1【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース (1)住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)において、住民基本台帳上の住民に個人番号を付番し、住民票に記載することとされている。 (2)住基法及び番号法において、個人番号を含む住民票の写しや個人番号の変更等を行うこととされている。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	2【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	1 住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	3 本人確認情報ファイル 4 送付先情報ファイル	2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(前略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コンビニから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	(前略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書の情報を利用し、本人確認が可能となることにより、コンビニエンスストアから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課 小野塚 知子	戸籍住民課 大野 容一	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要	(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース	削除	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(2)【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	(1)住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(3)本人確認情報ファイル	(2)本人確認情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(4)送付先ファイル	(3)送付先ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(前略)また、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者については、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成する予定である。	(前略)また、通知カード初期発送分については、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成した。	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	既存住記システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード 関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネット又は電子記録媒体を用いて送付先情報を提供する(既存住記システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	既存住記システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード 関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住記システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	[ ○ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1.【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データ 1.個人番号、2.住記個人番号(内部番号)、3.住記世帯番号(内部番号)、4.住記世帯構成員番号(内部番号)、5.消除情報、6.住民票コード、7.氏名情報、8.生年月日、9.性別、10.続柄、11.区民となった年月日、12.現住所住定年月日、13.前住欄住定年月日、14.異動情報、15.転出年月日、16.住民票発行情報、17.通知確認修正年月日、18.本籍地情報、19.転入前住所情報、20.転出先住所情報、21.最終住民登録情報、22.再交付年月日、23.現住所情報、24.区内前住所情報、25.世帯主情報、26.事実上の世帯主又は管理人情報、27.筆頭者情報、28.旧氏、29.転出先世帯主名、30.住民票コード付番日、31.最終異動受付年月日、32.最終CS電文情報、33.外国人フラグ	削除	事後	
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	2.【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	1.住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	3 本人確認情報ファイル 4 送付先情報ファイル	2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いへの対応におけるリスク対策	(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データ	削除	事後	
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いへの対応におけるリスク対策(住民記録ファイル) 1.特定個人情報ファイル名(住民記録ファイル)	(2)【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	(1)住民記録ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い <sup>°</sup> ①取扱いにおけるリスク対策(住民記録ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	(前略)既存住記システム(当該ファイルに係るリスク対策においては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)と住基ネットとのシステム連携仕様に	(前略)既存住記システムと住基ネットとのシステム連携仕様に	事後	
平成28年7月21日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	電話:03-5722-9257	電話:03-5722-9350	事後	
平成28年7月21日	V 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	電話:03-5722-9257	電話:03-5722-9350	事後	
平成29年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能	市町村CSから受け付けた住基カード発行情報を保持し、既存住記システム向け情報生成後、連携する。	削除		
平成29年10月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。		
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	また、通知カード初期発送分については、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成した。	また、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、届出に基づいて送付先情報ファイルを作成する。		
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	住基ネット又は電子記録媒体を用いて送付先情報を提供する	住基ネットを用いて送付先情報を提供する	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い ① ②におけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・既存住記システムは、システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	・既存住記システムは、システムを利用する必要がある職員を特定し、生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い ① ②におけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・職員個人単位でIDを割り当て、システム利用の際はID及びパスワードによる認証を行う。 ・ID・パスワードの他者への貸与を禁止する。	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	事前	1重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民記録ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・既存住記システムの端末からは外部記録媒体を使用して特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・IDを個人単位で付与することで、部外者がアクセスできない仕組みとするとともに、ID保有者に対しても業務上不要なデータにアクセスできないようシステム上制御し、さらにアクセスログを記録する。	・既存住記システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複製ができない仕組みとする。	事前	1 重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民記録ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<その他のリスク> 使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。 ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。 ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。 ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	事前	1 重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民記録ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・従事者のパスワードは、その日の事務に従事する者にもみ毎朝付与している(パスワードは毎日変更)。	・従事者の生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	事前	1 重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	<p>&lt;内部監査&gt; 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定及び体制の整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul>	<p>&lt;内部監査&gt; 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定及び体制の整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;外部監査&gt; 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。</p>	事前	1 重要な変更
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(記載なし)	<p>&lt;その他のリスク&gt; システム保守業務におけるリスク &lt;リスクに対する措置の内容&gt; システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時など専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。</p>	事前	1 重要な変更
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ① 実施日	41957	42944		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	(省略)	平成29年8月15日から平成29年9月15日まで		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(省略)	意見なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2.国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(省略)	反映なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3.第三者点検 ①実施日	(省略)	43010		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3.第三者点検 ③結果	(省略)	特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。 なお、特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対し、記載が無いとの指摘を受け、その他のリスクの具体的な内容を評価書に追記した。		
令和1年10月1日	I-1-②事務の内容	(省略)	(下記を追加) なお、「8 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35号(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I-4-①事務実施上の必要性	(前略) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(以下、「通知カード及び番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部が認められている。)	(現行に同じ) (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	I-5-法令上の根拠	(前略) 3 総務省令	(現行に同じ) 3 通知カード及び個人番号カード省令	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	I-6-②法令上の根拠	(前略) 117及び120の項	(現行に同じ) 117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ※主務省令:番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II-2-③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※削除者を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※番号法施行日(平成27年10月5日)以前に、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を除く。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II-3-⑦使用の主体—使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II-4-委託の有無	[委託する] (1件)	[委託する] (4件)	事前	重要な変更には該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む。	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑤委託先の確認方法	目黒区公式ホームページ上で公表している。	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-①委託内容	—	既存住基システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-②-対象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-②-対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-②-その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-③委託先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更には該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-④委託 先への特定個人情報ファイル の提供方法	—	[ ○ ] その他(既存住基システムが格納されて いるサーバー等での作業となるため、直接的な 特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-⑤委託 先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-⑥委託 先名	—	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・ サービス	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-再委 託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託する ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-再委 託-⑧再委託の承諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、承諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-再委 託-⑨再委託事項	—	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部 機能についての開発元等関係事業者による 保守・改修対応等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3	—	基盤環境運用業務(予定)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-①委託 内容	—	データセンターでの既存住基システム・団体内 統合宛名システムを含む基幹系システムの基盤 環境の構築、運用、システム移行業務、システム のデータの滅失等に備えたバックアップデータ の別拠点での保管等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-②-対象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-②-対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-②-その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-③委託先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[ ○ ] 専用線 [ ○ ] その他(サーバーでのシステム操作・作業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-⑥委託先名	—	未定	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-再委託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託する ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-再委託-⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項3-再委託-⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4	—	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-①委託内容	—	システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-②-①対象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-②-①対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-②-①その妥当性	—	災害等によるデータ滅失等によるリスク回避のためには、特定個人情報ファイル全体のバックアップデータが必要であるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-③委託先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-⑥委託先名	—	株式会社ワンビシアーカイズ	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-4-委託事項4-再委託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託しない ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-5-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-5-移転先1-⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] その他( )	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] その他( 緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。)	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-6-①保管場所	区庁舎内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。	<p>&lt;目黒区における措置&gt;</p> <p>1 令和2年12月まで(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。</li> <li>・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。</li> <li>・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。</li> </ul> <p>2 令和3年1月以降(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。</li> <li>・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。</li> <li>・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。</li> <li>・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。</li> </ul>	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-6-①保管場所 の続き	—	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点</p>	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-6-③消去方法	<p>(前略)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォーム(※)における措置&gt;</p> <p>・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、機構により整備・運用される中間サーバーの拠点</p>	<p>(現行に同じ)</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ-7.備考	—	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)の委託を予定 1 構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む。	区域の住民(住基法第5条(住民基本台帳)の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-3-①入手元	[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体) [ <input type="checkbox"/> ] その他(既存住基システム)	[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他( 自部署 )	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-3-⑥使用目的	・住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に基づき、個人番号を含む本人確認情報を作成し、住基ネットを通じて東京都サーバーに通知するため ・特例転入届や広域交付住民票の請求受付時の本人確認等住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報の検索・照会を行うため	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-3-⑦使用の主体—使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託の有無	[ 委託しない ] ( )件	[ 委託する ] (2)	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-①委託 内容	—	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村C S.コミュニケーションサーバ)の障害監視作業、 障害復旧作業、パッケージアプリケーション保 守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運 用作業、職員からの問い合わせに対する調査、 作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対 象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対 象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-そ の妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報に ついては、いずれも本委託業務において取り扱 わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-③委託 先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-④委託 先への特定個人情報ファイル の提供方法	—	[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。) [ ○ ] その他(サーバーでのシステム操作・作 業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人 情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑤委託 先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑥委託 先名	—	未定	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委 託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託する ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委 託-⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委 託-⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内 で区が認める事項	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項2	—	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予 定))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-①委託 内容	—	システムのデータの滅失等に備えたバックアッ プデータの遠隔地保管及び集配	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項2-②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対 象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対 象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-そ の妥当性	—	災害等によるデータ滅失等によるリスク回避の ためには、特定個人情報ファイル全体のバック アップデータが必要であるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-③委託 先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑥委託先名	—	株式会社ワンビシアークाइブズ	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託しない ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-④-主な記録項目	[ <input type="radio"/> ] その他(通知カードの送付先の情報)	[ <input type="radio"/> ] その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-①入手元	[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] その他(既存住基システム)	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] その他(自部署)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑥使用目的	総務省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、総務省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑦使用の主体-使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(以下略)	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(以下略)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託の有無	[ 委託しない ] ( )件	[ 委託する ] ( 1 )件	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-①委託内容	—	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村C.S.コミュニケーションサーバ)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対象となる本人の数	—	[ 10万人以上100万人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-②-その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-③委託先における取扱者数	—	[ 10人以上50人未満 ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ○ ] その他(サーバーの操作卓・作業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑥委託先名	—	未定	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委託-⑦再委託の有無	—	[ 再委託する ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委託-⑧再委託の承諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、承諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-再委託-⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-3-リスク1-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムに対しても、団体内統合宛名システムを経由して特定個人情報の参照を行うため、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。	事務で使用するその他のシステムにおいても、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	団体内統合宛名システム上で、情報照会の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)が逐一保存される。	提供・移転の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)がシステムに逐一保存される。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムにおいて、番号法及び同法に基づく条例に基づき、定められた情報を定められた相手にのみ提供・移転を行うよう設定を行う。 (以下略)	・番号法及び同法に基づく条例に基づき、定められた情報を定められた相手にのみ提供・移転を行うようシステム設定を行う。 (以下現行と同じ)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェア(サーバー)専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理をしている。</li> <li>・端末内での特定個人情報の保管は禁止している。</li> <li>・特定個人情報が記載された書類は、鍵付の書庫に保管する。</li> <li>・作業スペースへの部外者の立ち入りを禁止している。</li> </ul>	<p>1 区施設内のサーバー設置場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・監視カメラによる24時間監視を行う。</li> <li>・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。</li> </ul> <p>2 データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。</li> <li>・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。</li> </ul> <p>3 バックアップデータの保管場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。</li> </ul>	事前	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容 の続き		<p>4 本特定個人情報を取り扱う部屋の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤーで固定する。</li> <li>・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。</li> <li>・部外者の立入りを禁止する。</li> <li>・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-7-リスク1-⑥-具体的な対策の内容	・システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・既存住基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。	<目黒区における対策> 1 システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 2 既存住基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 3 システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> ]委託しない	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-情報保護管理体制の確認	—	1 情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規程・従事者への教育実施を確認する。 2 責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。 3 委託業務に必要な認証等の資格を確認する。 4 必要に応じ、報告の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—	[ 制限している ]	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限— 具体的な制限方法	—	1 委託先に業務従事者の名簿提出を求め、その中から必要最小限の担当者にアクセス権限を発効し、特定個人情報ファイルの取扱者を制限する。 2 各担当者には、業務のために必要な範囲の情報についてアクセス権限を発効する(磁気媒体等外部保管業務は対象外)。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	[ 記録を残している ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録—具体的な制限方法	—	システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する(磁気媒体遠隔地保管業務は媒体授受の日時を記録)。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール—委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	委託先による特定個人情報の第三者への提供は認めないこととし、委託業務の状況に関する定期的な報告書、実地の検査等により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール—委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託業務における特定個人情報の取扱いは、通常、指定場所・指定端末等での作業であることから、システムのアクセス履歴・操作履歴により、ルールの遵守状況を確認する。 <磁気媒体等遠隔地保管業務における措置> データを記録した電子記録媒体を区職員がトラックに収納し、施錠後に委託先の作業員に直接手渡し、その記録を残す。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の消去 ルールルールの内容及び ルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託先に特定個人情報の消去を行わせるときは、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにさせ、消去を証する書面の提出を求めることとし、必要に応じ、実地の検査等により確認することとする。 <磁気媒体等遠隔地保管業務における措置> 保管を委託した電子記録媒体を廃棄するときは、区に媒体を返却させた後、区において廃棄する。	事前	重要な変更に応当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更に応当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定—規定の内容	—	・秘密保持 ・指示目的外の使用・第三者への提供禁止 ・複写・複製の禁止・制限 ・作業場所からの持出し禁止 ・事故発生時の報告義務 ・違反時の公表・契約解除・損害賠償	事前	重要な変更に応当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保	—	[ 十分に行っている ]	事前	重要な変更に応当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保—具体的な方法	—	目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを契約書に明記する。なお、磁気媒体遠隔地保管業務においては、再委託を禁止する。	事前	重要な変更に応当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-4-リスクへの対策は十 分か	—	[ 十分である ]	事前	重要な変更に応当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-2-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	市町村CS上の本特定個人情報ファイルへのデータ登録は、既存住基システムからのデータ連携による方法に限定し、所定の連携項目(※)にシステム上で限定することにより、必要な情報以外の入手(連携)を防止する。 (※)通知カード及び個人番号カード省令第36号1項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-2-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(前略) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	(現行に同じ) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ○ ] 委託しない	[     ] 委託しない	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-情報保護管理体制の確認	—	1 情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規程・従事者への教育実施を確認する。 2 責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。 3 委託業務に必要な認証等の資格を確認する。 4 必要に応じ、報告の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—	[ 制限している ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限— 具体的な制限方法	—	1 委託先に業務従事者の名簿提出を求め、その中から必要最小限の担当者にアクセス権限を発効し、特定個人情報ファイルの取扱者を制限する。 2 各担当者には、業務のために必要な範囲の情報についてアクセス権限を発効する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	[ 記録を残している ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録—具体的な方法	—	システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール—委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	委託先による特定個人情報の第三者への提供は認めないこととし、委託業務の状況に関する定期的な報告書、実地の検査等により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール—委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託業務における特定個人情報の取扱いは、通常、指定場所・指定端末等での作業であることから、システムのアクセス履歴・操作履歴により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-特定個人情報の消去 ルールルールの内容及び ルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託先に特定個人情報の消去を行わせるときは、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにさせ、消去を証する書面の提出を求めることとし、必要に応じ、実地の検査等により確認することとする。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定	—	[ 定めている ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定—規定の内容	—	・秘密保持 ・指示目的外の使用・第三者への提供禁止 ・複写・複製の禁止・制限 ・作業場所からの持出し禁止 ・事故発生時の報告義務 ・違反時の公表・契約解除・損害賠償 ・作業場所・使用機器の制限・事前届出 ・使用システムの設備要件 ・契約内容の遵守状況・情報の管理状況の報告	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保	—	[ 十分に行っている ]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保—具体的な方法	—	目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを契約書に明記する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-4-リスクへの対策は十分か	—	[ 十分である ]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・東京都サーバーと市町村CS間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。 ・外部記録媒体を使用する場合には、セキュリティ管理規程に定められた運用と手順に従い、法令を遵守して提供を行う。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CS間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。 ・外部記録媒体を使用する場合には、セキュリティ管理規程に定められた運用と手順に従い、法令を遵守して提供を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	・東京都サーバーと市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-7-リスク2-リスクに対する措置の内容	送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、区では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I-1-②事務の内容	<p>(前省略)</p> <p>なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>(以下省略)</p>	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I-2-システム1-③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等</p> <p>[ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等</p> <p>[ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)</p>	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I-2-システム2-②システムの機能	<p>(前省略)</p> <p>7 送付先情報通知 通知カード・個人番号カード関連事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、紛失、返納又は一時停止解除に係る情報等を連携する。(以下省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>7 送付先情報通知 個人番号カード関連事務及び個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、紛失、返納又は一時停止解除に係る情報等を連携する。(以下省略)</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I-4-①事務実施上の必要性	<p>(前省略)</p> <p>3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)</p>	<p>(前省略)</p> <p>3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I-5-法令上の根拠(※)	<p>(前省略)</p> <p>3 通知カード及び個人番号カード省令 ・第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)</p>	<p>(前省略)</p> <p>3 個人番号カード省令 ・第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)</p>	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I-6-②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	II-5-提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている(62)件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている(60)件 [     ] 行っていない	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている(63)件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている(60)件 [     ] 行っていない	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-2-⑤保有開始日	平成27年7月3日(システム更改に伴い、平成28年1月4日に旧住民記録システムから移行)	平成27年7月3日(システム更改に伴い、平成28年1月4日に旧既存住基システムから移行)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先2-③提供する情報	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、外国人住民の通称・在留情報等)	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、旧氏、外国人住民の通称・在留情報等)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先3-③提供する情報	転出証明書に記載の情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、外国人住民の通称・在留情報等)	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、旧氏、外国人住民の通称・在留情報等)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先4-③提供する情報	氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等の住民票又は除票の記載事項	氏名、住所、生年月日、性別、旧氏、個人番号等の住民票又は除票の記載事項	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) II-3-①入手元	[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [     ] 評価実施機関内の他部署(            ) [ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) [ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体) [     ] 民間事業(            ) [ <input type="radio"/> ] その他( 自部署 )	[     ] 本人又は本人の代理人 [     ] 評価実施機関内の他部署(            ) [     ] 行政機関・独立行政法人等(            ) [     ] 地方公共団体・地方独立行政法人(            ) [     ] 民間事業(            ) [ <input type="radio"/> ] その他( 自部署 )	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) II-4-委託事項1-⑥委託先名	未定	株式会社オーイーシー	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-5-提供先1-③提供する情報	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、旧氏、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-5-提供先2-③提供する情報	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、旧氏、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲-その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 区は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 区は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-④記録される項目-主な記録項目	(前省略) [ ○ ]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	(前省略) [ ○ ]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-④記録される項目-その妥当性	(前省略) ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(前省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-3-⑤本人への明示	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事務の一部を委任する機構に対する委任事務に必要な情報(送付先情報)の通知(提供)項目については、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に規定されており、この通知(提供)を行うために必要な情報をシステム管理するものである。	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事務の一部を委任する機構に対する委任事務に必要な情報(送付先情報)の通知(提供)項目については、個人番号カード省令第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)に規定されており、この通知(提供)を行うために必要な情報をシステム管理するものである。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-3-⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書の発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、個人番号カード省令第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-3-⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-4-委託事項1-⑥委託先名	未定	株式会社オーイーシー	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-5-提供先1-①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) II-5-提供先1-②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(前省略) ※旧氏関連項目は、令和元年11月5日から記録を開始する。	(削除)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた本人確認書類)の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の届け出において個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた本人確認書類)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の届け出において個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-2-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(前省略) (※)通知カード及び個人番号カード省令第36号1項	(前省略) (※)個人番号カード省令第36号1項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、送付先情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。 ・送付先情報が表示されるディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	<その他のリスク> 使用の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> ・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・市町村CSの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	・東京都サーバーと市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	Ⅳ-2-従業員に対する教育・啓発-具体的な方法	【目黒区における措置】 ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	【目黒区における措置】 ・関係職員(会計年度認証職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	I-6-②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、(中略) 116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項(以降省略)	番号法第19条第8号並びに別表第二の1、(中略) 116、117、120及び121の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項(以降省略)	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報政策課(※) ※情報政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -4-委託事項1-⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フイルムシステムサービス株式会社	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -4-委託事項2-⑥委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先1-①法令上の根拠	番号法別表第2の各項(※)・・・同表の項番号は、別添4を参照 (※)番号法第22条の規定に基づき、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合)	番号法別表第2の各項(※)・・・同表の項番号は、別添4を参照 (※)番号法第22条の規定に基づき、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先2-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(住基法第24条の2第4項関係)	番号法第19条第7号(住基法第24条の2第4項関係)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(住基法第22条第2項関係)	番号法第19条第7号(住基法第22条第2項関係)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先4-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(以降省略)	番号法第19条第7号(以降省略)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(2)本人確認情報ファイル -3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報課政策課(※) ※情報課政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(3)送付先情報ファイル -3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報課政策課(※) ※情報課政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	II-(1)住民基本台帳ファイル -6-①保管場所	<p>&lt;目黒区における措置&gt;  1 令和2年12月まで(予定)  ・システムのサーバー(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。  ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。  ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。  2 令和3年1月以降(予定)  ・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。  ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。  ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。  ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。  (以下省略)</p>	<p>&lt;目黒区における措置&gt;  1 システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。  2 システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)に設置する。  3 システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。  4 バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。  (以下省略)</p>	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	Ⅲ-(1)住民基本台帳ファイル-7-リスク1-⑤物理的対策	<p>(前省略)</p> <p>2 データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。</li> <li>・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。</li> </ul> <p>3 バックアップデータの保管場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。</li> </ul> <p>(以下省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>2 データセンターにおける管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。</li> <li>・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。</li> </ul> <p>3 バックアップデータの保管場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータは、データセンター内で管理する。</li> </ul> <p>(以下省略)</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添4-(備考)	<p>(1)上記の表の「提供先」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。</p> <p>(2)上記の表の「法令上の根拠」は、番号法第22条(特定個人情報の提供)の規定に基づき、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における番号法別表第2の項番号を示した。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)上記の表の「提供先における用途」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号の規定による個人情報保護委員会規則で定める事務を含む。</p>	<p>(1)上記の表の「提供先」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。</p> <p>(2)上記の表の「法令上の根拠」は、番号法第22条(特定個人情報の提供)の規定に基づき、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における番号法別表第2の項番号を示した。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)上記の表の「提供先における用途」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号の規定による個人情報保護委員会規則で定める事務を含む。</p>	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-15	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の20の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-21	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の40の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-23	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の42の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-29	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の48の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-32	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の50の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-33	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-39	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の69の項下欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-46	<p>【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の98の項下欄に掲げる事務</p>	<p>【移転先】 健康推進課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の76の項下欄に掲げる事務</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-51	<p>【移転先】 健康福祉部生活福祉課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給者に対する援護に関する事務</p> <p>【備考】 区番号条例別表6の項右欄に掲げる事務</p>	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-55	<p>【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。)による難病等に罹患した者に対する医療費等の助成に関する事務</p> <p>【備考】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第111号。以下「都番号条例」という。)別表第1の1の項下欄に掲げる事務</p>	<p>【移転先】 感染症対策課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の70の項下欄に掲げる事務</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-56	<p>【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務</p> <p>【備考】 都番号条例別表第1の2の項下欄に掲げる事務</p>	<p>【移転先】 子育て支援部子育て支援課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>【備考】 番号法別表第1の100(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第8条参照)</p>	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-57	<p>【移転先】 健康福祉部障害者支援課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務</p> <p>【備考】 都番号条例別表第1の3の項下欄に掲げる事務</p>	<p>【移転先】 健康福祉部障害者支援課</p> <p>【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務</p> <p>【備考】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第1</p>	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	I-6-②法令上の根拠	<p>(前省略)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120及び121 (以下省略)</p>	<p>(前省略)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120 (以下省略)</p>	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(別添1)事務の内容	省略	マイナポータルとのデータ連携を加筆	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(1住民基本台帳ファイル) II-4-委託事項4	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	磁気媒体等外部保管	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(1住民基本台帳ファイル) II-5-提供・移転の有無	提供を行っている(63)件 移転を行っている(52)件	提供を行っている(58)件 移転を行っている(57)件	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(2本人確認情報ファイル) II-4-委託事項2	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	磁気媒体等外部保管	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	(2本人確認情報ファイル) II-7-備考	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)を委託 1 構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添4-12	提供先:厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第2の21の項 提供先における用途:身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-43	追加	移転先:区民生活部臨時給付金課 個人番号の利用が可能な事務:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 備考:番号法別表第1の101の項下欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-51	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表10の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-52	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者等に対する福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表11の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	別添5-53	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者等に対する自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表12の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更